次世代育成型メセナ自動販売機設置事業　募集要項

■　大阪府では、府民の皆様とともに大阪の文化を支える仕組みづくりを進めるため、寄附型自動販売機（※）の設置を推進し、自動販売機の売上金の一部を、文化を通じた次世代育成事業である「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」(※1)等の財源として、大阪府文化振興基金にご寄附いただく事業に取り組んでいます。

■　このたび、この事業の一環として、府有施設内に「次世代育成型メセナ自動販売機」を設置していただける自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。また、応募に際しては、併せて「メセナ自動販売機」の新規設置の提案も受け付けます。なお、今回は府有施設内計５カ所に計５台の自動販売機を設置する予定であり、設置場所ごとに設置事業者を募集いたします。

（※）文化振興を目的とした寄附型自動販売機には、「次世代育成型メセナ自動販売機」と「メセナ自動販売機」があり、各自動販売機の違いは以下のとおりです。

次世代育成型メセナ自動販売機 （以下「次世代型自販機」という。）	売上金のうち一定の割合を大阪府文化振興基金へ寄附いただき、大阪府が実施する「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」等の事業の財源として活用する、文化を通じた次世代育成に特化した寄附型の自動販売機です。府庁舎、府立学校、府民センター等の府が所管している施設に設置しています。
メセナ自動販売機 （以下「メセナ自販機」という。）	売上金のうち一定の割合を大阪府文化振興基金へ寄附いただき、補助金事業や顕彰事業等の財源として活用する、幅広い文化振興を目的とした寄附型の自動販売機です。大阪府と飲料メーカーや自動販売機設置施設の所有者等で協定を締結し、府内の企業や鉄道駅等に設置しています。

◆（参考）「メセナ自動販売機と次世代育成型メセナ自動販売機について」ホームページ
http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkakikin/jihanki.html

(※1)　「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」とは、次世代を担う子どもたちの活発な文化活動を促進し、子どもたちの感性や創造性、自己表現力を育み、大阪のまちの魅力発信や大阪の活性化につなげるため、大阪府内の子ども・青少年（おおむね 6 歳から 20 歳まで）が参加し、文化活動を発表する事業に補助（上限 30 万円）を行う事業です。

◆（参考）「輝け！子どもパフォーマー事業補助金について」ホームページ
http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/kodomo_p.html

１　事業の趣旨・目的

次世代型自販機の設置を通し、寄附型自動販売機の売上による寄附金を活用する「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」等を広くＰＲするとともに、次世代型自販機及びメセナ自販機の普及拡大を図り、みんなで大阪の文化を支える仕組みづくりを一層推進するものです。

２　事業の内容

本事業は、大阪府と設置事業者の協力事業とします。設置事業者は本事業にかかる協定書を大阪府と締結のうえ、以下（１）～（４）の内容を実施していただきます。

※設置場所（a～e）ごとに設置事業者を募集します。複数箇所にご応募いただける場合は、５　応募申込手続き（３）の提出書類を設置希望場所ごとにご提出ください。

（１）次世代型自販機の設置、管理

① 今回募集する次世代型自販機の設置場所、外形寸法等は次のとおりです。各設置場所の位置や参考データは、「別紙１（参考データ）」をご参照ください。

	設置場所（所在地）	台数	種類	外形寸法	
				幅	奥行き
a	大阪府庁本館地下１階 （大阪市中央区大手前 2-1-22）	1	缶・ビン ＰＥＴ	1.40m 以内	0.85m 以内
b	大阪府庁別館１階 （大阪市中央区大手前3-2-12）	1	缶・ビン ＰＥＴ	1.40m 以内	0.85m 以内
c	大阪府咲洲庁舎６階 （大阪市住之江区南港北1-14-16）	1	缶・ビン ＰＥＴ	1.40m 以内	0.85m 以内
d	大阪府咲洲庁舎38階 （大阪市住之江区南港北1-14-16）	1	缶・ビン ＰＥＴ	1.20m 以内	0.75m 以内
e	大阪府立江之子島文化芸術創造センター２階 （大阪市西区江之子島2-1-34）	1	缶・ビン ＰＥＴ	1.40m 以内	0.75m 以内

② 次世代型自販機の設置場所については、大阪府が無償で提供します。

③ 次世代型自販機の設置・維持管理にかかる経費等の公募条件等については、**４　公募条件等**をご参照ください。

④ 商品の補充や自販機のメンテナンス実施時に、扉の開閉等で支障がでないか、応募前に設置場所の確認をお願いします。設置場所確認の際は、原則として大阪府職員が立ち会いますので、**１２　その他**に記載の担当者まで、必ず事前にご連絡ください。

⑤ 設置事業者は、大阪府と本事業に係る協定書を締結後、令和７年４月９日（水）までに自販機の設置を完了してください（※）。設置にあたっては、原則として大阪府職員が立ち会いますので、**１２　その他**に記載の担当者まで、事前にご連絡ください。やむを得ず設置期間内に設置が不可能な場合は、必ず事前に申し出のうえ、大阪府と協議を行ってください。

⑥ その他の事項に関しては、本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪府と協議することとします。

（※）現在上記 a～e にはそれぞれ次世代メセナ自販機を設置しております。本募集の結果、既存の次世代型自販機との入れ替え作業が必要な場合は、既存の設置事業者と日程調整が必要なため、大阪府と事前に協議を行ってください。

（２）大阪府文化振興基金への寄附

次世代型自販機の売上の一部を大阪府文化振興基金にご寄附いただきます。(売上額に対する比率(%)は設置事業者の提案事項となり、大阪府が半期ごとに年２回発行する納入通知書により納付していただきます。)

（３）文化振興事業の広報活動等の実施

※広報活動等の提案は必須ではありませんが、設置事業者選定の際の審査項目の一つです。詳細は、**6 設置事業者の選定方法（１）** をご参照ください。

例１）情報発信

・次世代型自販機の設置によって支えられた活動（「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」等）について、設置事業者が所有する SNS・メルマガ・会報誌等の広告媒体で情報発信など、事業の認知度向上に協力していただきます。

・広報媒体の掲載内容等については、大阪府と調整していただきます。

例２）広報物作成

・設置事業者の提案に基づき、次世代型自販機・メセナ自販機・「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」・「大阪府文化振興基金」に関する広報物の作成・配布等を実施していただきます。

・広報物のデザイン等については、大阪府と調整していただきます。

例３）その他、文化振興事業への連携・協力等

（４）メセナ自販機の新規設置

※メセナ自販機の新規設置は必須ではありませんが、設置事業者選定の際の審査項目の一つです。詳細は、**6　設置事業者の選定方法（１）** をご参照ください。

・応募時にメセナ自販機の設置をご提案いただいた設置事業者は、別途協定を締結し、令和７年４月１日（火）から４月９日（水）までの間に、提案された台数のメセナ自販機を設置していただきます。なお、期限内に設置できなかった場合、次回の選定に影響する可能性がありますのでご注意ください。

・メセナ自販機の設置・管理等は、全て設置事業者の責任と負担で行うものとします。

３　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限りご応募が可能です。

（１）飲料メーカーもしくはベンダー事業者であること。

（２）地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）に登録していること。(未登録の場合は応募と同時に登録の手続きを行うことも可。但し、応募締切日までに要件を具備すること。)

◆（参考）「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」ホームページ
http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/koukenkigyou/

◆（参考）「地域貢献企業バンク（大阪府政・地域貢献企業登録制度）」に関する問い合わせ先
大阪府 財務部 行政経営課 公民連携グループ （TEL.06-6944-6401）（ダイヤルイン）

（３）本事業の趣旨・内容を理解し、大阪府の共同事業者として誠実に事業を推進することに同意する者であること。

（４） 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

① 大阪府との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成

立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

⑥　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

（６）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

（７）都道府県税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

（８）大阪府入札参加資格者については､募集期間内に大阪府から入札参加停止措置を受けていないこと。

４　公募条件等

（１）事業期間

事業期間は、次世代型自販機の設置日から令和８年３月 31 日までとします。令和８年４月１日以降、事業継続を希望する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として１年毎にお申し出をいただくことにより、最長、令和 12 年３月 31 日までの間、事業を継続いただくことができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や設置事業者の事業状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

（２）　必要経費等

① 必要経費

次世代型自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、次世代型自販機の設置に係り必要となる各種手続きに要する費用並びに次世代型自販機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、電気使用料については、次のとおりといたします。

【電気使用料】

・電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。

・電気使用量は、各府有施設の管理者が子メーターの検針を行い算出した量とします。

	設置場所	電気使用料算出方法
a	大阪府庁本館地下１階	年間使用料を大阪府庁舎管理課が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。電気使用料は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算して得た額とします。
b	大阪府庁別館１階	
c	大阪府咲洲庁舎６階	
d	大阪府咲洲庁舎38階	

e	大阪府立江之子島文化芸術創造センター２階	３ヶ月ごとに施設の指定管理者が発行する請求書により、指定する期限までに全額納付してください。電気使用料は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算して得た額とします。

② 設置方法等

次世代型自販機は、「別紙１（参考データ）」に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付規準(2008 年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、十分な転倒防止措置を行い、安全設置してください。

据付方法を原因とする事故が発生した場合の責任は、すべて設置事業者にあるものとします。

（３）使用上の制限

事業期間中は、次のことを遵守してください。

① 大阪府と締結する本事業に関する協定を遵守すること。

② 次世代型自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、設置施設の管理者の指示に従うこと。

④ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、販売価格は標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

⑤ 大阪府グリーン調達方針に適合すること。

◆（参考）「大阪府グリーン調達方針」ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html

⑥ 次世代型自販機においては、ペットボトル飲料の選択ボタン数又は商品種類（同一商品を一種類とする。）の割合を、全体の１/３以下とすること。

⑦ 次世代型自販機は、キャッシュレス決済型（現金併用）自動販売機とすること。仕様については、自動販売機に装備された端末機に各種カードや二次元バーコードをかざすことで決済可能な各種電子マネー(交通系を含む)を３種類以上利用できる機能を有すること。ただし、江之子島文化芸術創造センターに設置する次世代型自動販売機についてはキャッシュレス決済機能の有無は問わない。

⑧ 次世代型自販機は、災害対応型自動販売機（フリーベンド）とすること。（フリーベンドの仕様については、メーカー標準仕様とする。）設置事業者は、災害時に避難者等に対し、災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、大阪府から要請があった場合に協力するものとする。なお、在庫飲料の提供に必要な鍵の受け渡し等、詳細については別途大阪府と協定等を締結すること。（無償提供の対象となる「災害時」とは、設置場所において、震度 6 弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、大阪府に災害対策本部が設置された場合を想定。）

⑨ 飲料の購入者等が、「文化を通じた次世代育成に資する自動販売機であること」及び「災害対応型自動販売機であること」を認識できるよう表示等を工夫すること。

（４）維持管理責任

事業期間中は、次のことを遵守してください。

① 商品補充、金銭管理など次世代型自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、次世代型自販機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、次世代型自販機を設置する日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならない。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを大阪府に提出すること。

また、電気使用量を算出するための子メーターの有効期限にも注意することとし、期限前に子メーターの交換等を適切に行うこと。

② 次世代型自販機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

③ 設置した次世代型自販機は、常に衛生面に配慮し、適宜清掃を実施するなどして、清潔に保つこと。

④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

⑤ 次世代型自販機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、次世代型自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

（５）原状回復

設置事業者は、協定の有効期間満了日までに、速やかに、原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

（６）売上実績等の報告

設置事業者は、事業期間中における次世代型自販機の売上実績を月毎に集計し、大阪府に報告するものとします。

５　応募申込手続き

（１）申込受付期間

令和７年１月 29 日（水）から令和７年２月 20 日（木）（必着）

（２）申込方法

郵送・持参による（電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

※郵送の場合は、封筒等に「次世代型自販機応募申請書在中」と朱書のうえ、郵送の場合は、「レターパック」、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。

＜送付先＞
〒559-8555　大阪市住之江区南港北１丁目 14 番 16 号
大阪府咲洲庁舎 37 階（さきしまコスモタワー）37 階
大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課　文化創造グループ
次世代型自販機　担当あて

（３）提出書類（各１部、ただし、①については設置希望場所ごとに提出）

① 応募申請書（大阪府所定様式）※要カタログ添付

② 誓約書（大阪府所定様式）

③ 応募チェックシート（大阪府所定様式）

６　設置事業者の選定方法

申請書類をもとに、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会委員が書類審査を行います。

（１）審査基準

審査は次のＡ～Ｃの３項目にて行います。審査基準の詳細は「別紙２（審査基準）」をご参照ください。なお、１者しか応募がなかった場合、応募内容に不適当な事項がなければ、当該申請者を協定締結候補者とします。

審査項目	配点
審査基準Ａ（寄附率）	50点
審査基準Ｂ（広報活動の実施）	40点
審査基準Ｃ（メセナ自販機の設置提案）	10点

（２）失格事由

申請者に次の行為があった場合は、当該事業の選定対象から除外します。

① 申請者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
② 他の申請者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
③ 設置事業者選定終了までの間に、他の申請者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
④ 申請書類に虚偽の記載を行うこと。
⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

７　協定締結候補者の選定結果

選定委員会の審査結果については各事業者に、３月上旬頃に書面で通知します。また、応募事業者の名称、最優秀提案事業者の評価点及び選定理由等については、以下に記載する大阪府のホームページ等で公表します。なお、審査結果に係る質問や異議等は、一切受け付けません。

◆「メセナ自動販売機と次世代育成型メセナ自動販売機について」ホームページ
https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkakikin/jihanki.html

８　協定締結にかかる手続き

協定締結候補者に決定した者は、速やかに次の①～⑦の書類を提出していただきます。（提出部数は各１通。②⑦については、発行日から３か月以内のもので原本に限る。）

《協定締結関係書類》

① 設置する自動販売機のカタログ　※寸法、消費電力のわかるもの
② 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状（代理人が交付申請する場合のみ）
③ 役員名簿（氏名〈漢字/ふりがな〉、生年月日、性別、法人名、法人所在地を記載。様式任意）
④ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府指定様式）
⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
⑥ 自動販売機設置日時等連絡票（大阪府指定様式）　※次世代型自販機の設置前に提出

《納税証明書類》（**３　応募資格要件（７）**参照）

⑦　都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

９　大阪府警察本部長への個人情報の提供

協定締結候補者が、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第 24 条第 2 項の規定に基づき、協定締結候補者から提出のあった役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供することがあります。

１０　設置事業者の確定

協定締結候補者に決定した者は、大阪府と次世代型自販機の設置事業に関する協定書を締結することにより、設置事業者に確定します。

１１　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

①　正当な理由なくして、指定する期日までに協定締結の手続きに応じなかった場合

②　設置事業者に決定した者が、協定締結日までに応募者の資格を失った場合

１２　その他

協定締結の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。また、この募集要項に定めるもののほか、仕様に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。

＜募集に関する問い合わせ先＞
大阪府　府民文化部　文化・スポーツ室　文化課　文化創造グループ
担当：石田・養父・植田
電話 06－6210－9305（ダイヤルイン）